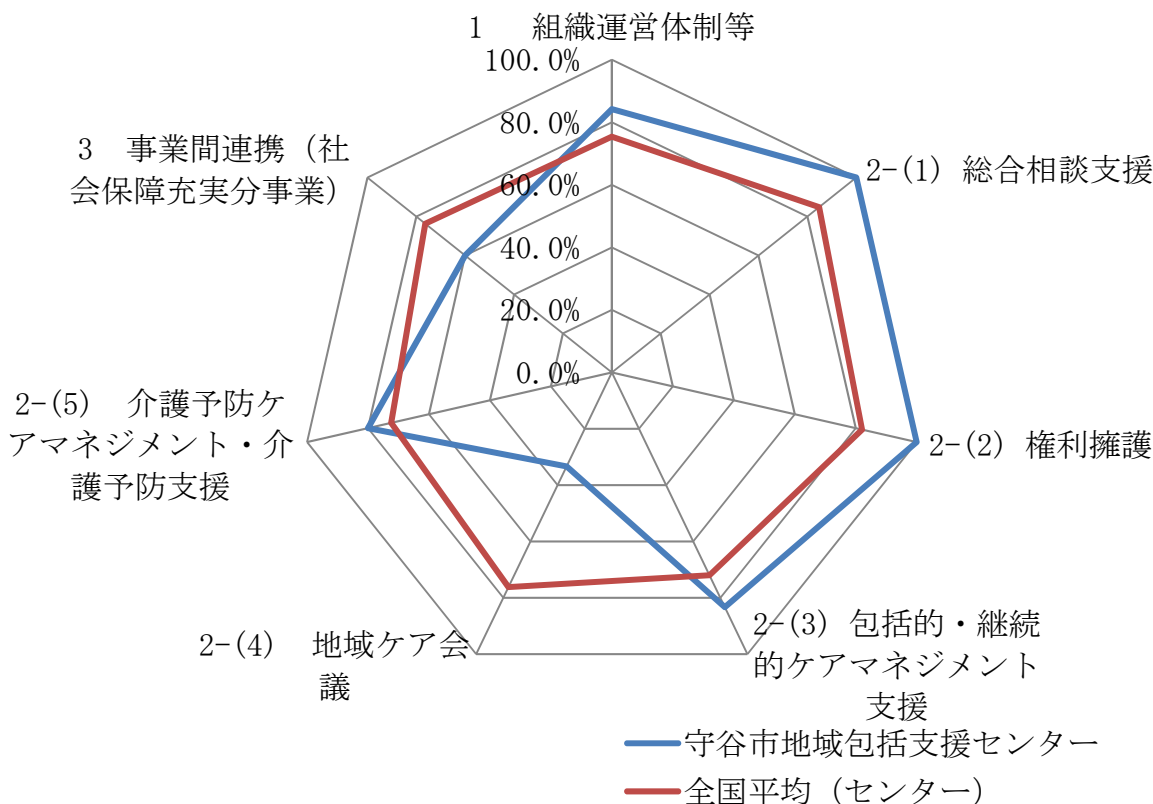


守谷市地域包括支援センター評価指標レーダーチャート



地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。）において、市町村や地域包括支援センター（センター）は、センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされ、今年度初めて全国で統一された評価指標を用いて評価を実施したものです。守谷市のセンターの特徴を、レーダーチャートにより確認したものが次のとおりです。

1 組織運営体制等

守谷市は、直営地域包括支援センターとして事業を実施しているため、市が設置する定期的なセンターの連絡会がないことや個人情報の取扱方針が守谷市個人情報保護条例に沿って扱っており、センター独自の個人情報保護マニュアルを整備していないため、100%になっていません。

2 個別業務

総合相談支援及び権利擁護業務については、事例解決のための支援に取り組んでいます。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援

介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示していないことで100%になっていません。

4 地域ケア会議

地域ケア会議の市の要綱が策定されておらず、1年間の開催計画が作成しておらず、会議参加者への周知ができていません。また、計画的な会議開催ができていないため、地域課題を検討する会議に至っておらず、会議における検討事項をまとめ参加者間で共有化されていません。

5 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針がないため100%になっていません。

6 事業間連携

在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口は、平成30年4月1日より取手市医師会事務局内に設置したため、平成29年度の実績はなかったことや生活支援体制整備事業としての、市内6地区全てに協議体が設置されていないため60%になっています。